

新潟県風致地区条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第31号

新潟県風致地区条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県風致地区条例施行規則（昭和45年新潟県規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示、削除条及び別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(許可の申請)</p> <p><b>第2条</b> 条例第2条第1項の規定による許可を受けようとする者は、風致地区内行為許可申請書（別記第1号様式）に、当該行為の種類に応じ、次に掲げる書類及び別表に掲げる区分による図面を添えて、知事（<u>市の区域内にあつては、当該市の長。</u>以下「知事等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その他<u>知事等</u>が必要と認める書類</p> <p>(許可事項の変更)</p> <p><b>第5条</b> 条例第2条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、風致地区内行為変更許可申請書（別記第8号様式）に、第2条各号に掲げる書類及び別表に掲げる区分による図面のうち変更に係るものを添えて<u>知事等</u>に提出し、その許可を得なければならない。ただし、変更しようとする行為が条例第2条第2項に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(風致地区内行為完了届)</p> <p><b>第7条</b> 許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了したときは、風致地区内行為完了届（別記第10号様式）を速やかに<u>知事等</u>に提出しなければならない。</p> <p>(地位承継届)</p> <p><b>第9条</b> 条例第6条の規定により、許可を受けた者から当該許可に係る地位を承継した者は、風致地区内行為承継届（別記第11号様式）を<u>速やかに知事等</u>に提出しなければならない。</p> <p>(行為中止に伴う風致の維持義務)</p> <p><b>第10条</b> 許可を受けた者は、当該許可に係る行為を中止したときは、風致地区内行為中止届（別記第12号様式）に現況写真を添え、<u>速やかに知事等</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(許可の申請)</p> <p><b>第2条</b> 条例第2条第1項の規定による許可を受けようとする者は、風致地区内行為許可申請書（別記第1号様式）に、当該行為の種類に応じ、次に掲げる書類及び別表に掲げる区分による図面を添えて、知事（<u>長岡市及び上越市にあつては、その長。</u>以下<u>同じ。</u>）に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その他<u>知事</u>が必要と認める書類</p> <p>(許可事項の変更)</p> <p><b>第5条</b> 条例第2条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、風致地区内行為変更許可申請書（別記第8号様式）に、第2条各号に掲げる書類及び別表に掲げる区分による図面のうち変更に係るものを添えて<u>知事</u>に提出し、その許可を得なければならない。ただし、変更しようとする行為が条例第2条第2項に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(風致地区内行為完了届)</p> <p><b>第7条</b> 許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了したときは、風致地区内行為完了届（別記第10号様式）を速やかに<u>知事</u>に提出しなければならない。</p> <p>(地位承継届)</p> <p><b>第9条</b> 条例第6条の規定により、許可を受けた者から当該許可に係る地位を承継した者は、風致地区内行為承継届（別記第11号様式）を<u>すみやかに知事</u>に提出しなければならない。</p> <p>(行為中止に伴う風致の維持義務)</p> <p><b>第10条</b> 許可を受けた者は、当該許可に係る行為を中止したときは、風致地区内行為中止届（別記第12号様式）に現況写真を添え、<u>すみやかに知事</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

(住所及び氏名の変更)

**第11条** 許可を受けた者は、自己の住所又は氏名(法人にあつては、その名称、事務所の所在地又は代表者名)に異動を生じたときは、住所氏名変更届(別記第13号様式)を速やかに知事等に提出しなければならない。

(住所及び氏名の変更)

**第11条** 許可を受けた者は、自己の住所又は氏名(法人にあつては、その名称、事務所の所在地又は代表者名)に異動を生じたときは、住所氏名変更届(別記第13号様式)をすみやかに知事に提出しなければならない。

(身分証明書)

**第12条** 条例第8条第2項に規定する身分を示す証明書は、別記第14号様式のとおりとする。

**第14号様式** (第12条関係)

(略)

#### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。